

大島高等女学校廃校問題の一背景

— 一町立名瀬実科高等女学校の組織変更・県立移管への動向 —

平 山 久美子

A Background of the Abolishment of Oshima Girls' High School

— A Movement to Change the System and the Founder of Amami Girls' High School —

Kumiko Hirayama

昭和8年から10年をピークにした奄美大島におけるカトリック排撃運動の最初の大きな出来事であったカトリック系私立大島高等女学校廃校問題は複数の要因が絡んでいる。この論考では、当時の奄美大島における女子中等教育の状況からその要因を考察する。すなわち同じ名瀬村に大正6年に創立されていた名瀬実科高等女学校が次第に組織・名称・設立者の変更を遂げて県立奄美高等女学校となり、昭和10年4月に位置変更（元大島高女校舎に移転）の認可を得るまでの変遷が大島高女廃校の一背景となっていることを国立公文書館に保存されている公文書を基本資料として考察する。

Key Words: [奄美高等女学校] [大島高等女学校]
[奄美大島のカトリック排撃運動]

(Received September 15, 2006)

目 次

- I はじめに
- II 大島高等女学校創立時の奄美大島の女子中等教育状況
- III 奄美高等女学校の第一の転換期〔改称：名瀬実科高等女学校から鹿児島県奄美高等女学校へ、組織変更：生徒定員200名から400名へ〕
- IV 奄美高等女学校の第二の転換期〔町立から県立への移管〕
- V 奄美高等女学校の第三の転換期〔位置の変更：元大島高女校舎に移転〕
- VI 結びにかえて

I はじめに

昭和8年度の奄美大島のカトリック立大島高等女学校の廃校という出来事は、それ以降の奄

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科こども学専攻（〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番地1号）

美大島における徹底したカトリック排撃の最初の出来事であった。大島高女が廃校に追いやられた後、奄美大島からのカトリック宣教師等（当時、奄美大島で働いていた宣教師はカナダ管区フランシスコ会の神父・修道士、大島高女の教育にあっていた修道女は昭和8年の1学期まで無原罪聖母宣教女会の修道女、およびその後を引き継いだ聖名修道女会の修道女であり、大多数がカナダの国籍をもつ外国人）の追放、カトリック信者に対する強制転宗を目的とする精神的・身体的・社会的迫害、教会建築物の破壊や役場等への転用など、奄美大島からカトリック色を一掃する排撃行動が展開された。これらの排撃運動は、最初は地元住民の自発的行動、すなわち特に奄美大島にカトリックという宗教が根付き力を持つのを好まない他宗教の指導的立場にある人びと（大正寺の財部寂心住職^①、高千穂神社の氏子総代である丸田兼義^②等）の主導的運動、それに昭和2年の奄美大島への天皇陛下行幸に触発された地元住民の皇民意識の高揚が加わった運動と考えられる。

しかしもう一つの強力な勢力が大正11年頃から水面下で動いていたことが軍部関係資料から読み取れる。すなわち奄美大島における教会内の人事異動〔宣教師の交代：パリミッション会の神父たち（ほぼフランス人）からカナダ管区フランシスコ会の神父・修道者（ほぼカナダ人）に交代〕が行われた大正11年頃から、軍部は奄美大島に目を向け、軍事上日本の最南端の要塞地となる奄美大島から外国人宣教師の追放およびカトリックの一掃を図りたい意向をもち、その活動を監視していたようである。というのは奄美大島における宣教師の人事異動が行われた大正10年末から11年初めにかけて、日本の軍部（海軍）にとっては腑に落ちないワシントン海軍軍縮条約が結ばれ、主力艦の比率が米英の5に対して日本の3という、いわゆる5・5・3の比率が決められた時と偶然合致していたことも原因となっていたようである。

この辺の軍部の動きは、奄美大島の要塞司令部の司令官であった^{りゅうくらじ}笠藏次大佐（昭和9年8月着任～10年6月待命）が昭和10年1月10日付で記述し関係部署に報告したと思われる「極秘 奄美大島ニ於ケル『カトリック』教徒啓導ニ關スル経緯」（外務省外交史料館所蔵）や文部省資料として保管されている「奄美大島ニ於ケル外國宗教ニ關スル件 昭和八年六月調 陸軍省」（国立公文書館所蔵）から知ることができる。それらによると軍部は奄美大島から外国人（宣教師たち）を追放しカトリックを一掃することによって「国体」一色に染まった国防上理想的な要塞地を実現する目的を持っていたようである。その目的達成のための最初の大きな仕事がかトリック立大島高等女学校を廃校にすることであった。

この仕事を達成するため軍部は地元の新聞人を実に巧みに巻きいれて新聞による大島住民の扇動に成功している。また新聞人も軍部と手を組みセンセーショナルな記事を書くことによって、それまであまり売れなかった新聞の購読部数を増大するという利益を図っていたようだ。しかし軍部は大島高女の廃校が達成されるまでは、その姿を表にだすことはなく背後から地元住民を扇動し、あくまで教育問題や生徒減少の問題から大島高女が廃校に追いやられていくように画策していたことが陸軍関係の資料「『奄美大島ニ於ケル外國宗教ニ關スル件』昭和八年六月調陸軍省」の次の一節からも見て取れる。

昭和四年九月初旬皇太神宮遷宮祭執行ニ際シ全國遥拜式ヲ舉行セシニ大島高等女學校ニ於テハ遥拜式ヲ行ハス遂ニ輿論ノ沸騰ヲ見物議ヲ醸シ遂ニ縣會ノ問題トナリ校長米川基ハ同校々長タルヲ免セラレタリ 當時排斥運動者ハ「カトリック」派及之ニ利害關係ヲ有スルー

時ノ威力殊ニ金力ニ屈スルコトナク同校廢校ヲ目標トシテ奮闘シ若シ成功セサルトキハ消極的ニ島民一致シテ其ノ子女ヲ同校ニ入レス實質的ニ廢校ノ止ムナキニ至ラシムル方針モ「カトリック」教派ノ物質的勢力並識者ノ一部ニハ其ノ物質力ヲ個人ノ利益ニ利用セントスル者並本問題ヲ他ノ各種町問題等ニ利用シ他問題ノ有利ナル展開ヲ計ラントスルモノアリ未タ全島民ノ一致ヲ得ス且當事者ノ措置ノ軟弱ト相俟ツテ徹底的糾断ノ機ヲ逸シタルハ極メテ恨事トス

(下線は筆者)

しかしなぜあれほどまで全島民を巻き込んだ町民運動という形で大島高女廃校がなされたのであろうか。たんなる軍部の指導計画だけによるものだろうか。この問題を考える時、当時の奄美大島における女子教育の状況が浮かび上がってくる。すなわち大島高等女学校創立時から「奄美大島に4年制の高等女学校が欲しい、けれどもカトリック立の高等女学校は望まない」という奄美大島の有力者たちの動きが見られた。その人びとの強い執念が一大勢力となって大島高女廃校を実現させ、一方では大正6年に名瀬尋常高等小学校に付設して創立された村立名瀬実科高等女学校を県立奄美高等女学校までに発展させていく動きになったのではないかと考えられる。総じて大島高女廃校問題には複数の原因が絡まっており、その問題解明には複眼的な視点を持ってあたる必要があると思われる。

この論考では、大島高女廃校問題の一背景として、奄美大島における女子中等教育の状況、特に同じ名瀬村に創設されていた村立名瀬実科高等女学校が県立奄美高等女学校へと発展していく、その状況に焦点をあてて考察したいと思う。このため主に次のものを研究資料とした。

- 県立奄美高等女学校の沿革に関しては『鹿児島県高等女学校設置廃止認可 第1冊』（国立公文書館所蔵 文部省47-3A-11-4-2152）
- 大島高等女学校の沿革に関しては『鹿児島県高等女学校設置廃止認可 第4冊』（国立公文書館所蔵 文部省47-3A-11-4-2155）
- 大島高等女学校廃校に関する軍部の資料として「奄美大島ニ於ケル外國宗教ニ關スル件 昭和八年六月調 陸軍省」『鹿児島県高等女学校設置廃止認可 第4冊』（国立公文書館所蔵 文部省47-3A-11-4-2155）ならびに「極秘 奄美大島ニ於ケル『カトリック』教徒啓導ニ關スル経緯」『本邦ニ於ケル宗教及布教関係雑件奄美大島ニ於ケル加特利教圧迫問題』（外務省外交史料館所蔵分類番号 I-2-1-0-1-1）

Ⅱ 大島高等女学校創立時の奄美大島の女子中等教育状況

大正13年に大島高女は奄美大島初の4年制高等女学校として創立された。その創立の動機として二つの説があげられている。一つは大島高女の存続を望まなかった排撃者グループの説であり、もう一つは大島高女を創立した人たち、すなわちカナダ管区フランシスコ会の宣教師たちが書き記した説である。排撃者たちが主張する説は、最初に学校設立を打ち出したのは宣教師たちであり、それは奄美大島にカトリックを広め、ひいては日本「國民の敬神崇祖の觀念を破壊し」、スパイ行為をするためだったとの説である。³創立者である宣教師たちの主張は、奄

美大島での宣教開始当初、思いもかけず地元住民の高等女学校設立の強い要望を受け、それに応えて幾多の困難の中で創立したとの説である。この辺の事情を初代校長になったカリキスト・ジェリナ（帰化名：米川基）師が昭和3年6月13日付の報告書「名瀬の高等女学校の落成式（日本）」⁴⁾に書き残している。

ところで、大島高女の創立者となるカナダ管区フランシスコ会の宣教師たちが初めて奄美大島に足を踏み入れた頃の、奄美大島の女子の中等教育はどのような状況であったのだろうか。前述のカリキスト師の記事によると、大正11年当時奄美大島には男子のためには大正5年に創立された県立大島中学校が存在していた。これは明治33年に創立された県立大島農学校から発展したものだ。しかし女子のための中等教育機関としては、主に島の財政上の問題から4年制の高等女学校はまだ存在せず、村立実科高等女学校が名瀬尋常高等小学校に付設して創設されているのみであった。しかし島民たち、特に村の有識者たちは自分たちの娘のため一刻も早く鹿児島他の郡のように4年制高等女学校を欲しがっていた。そこにカナダ系の宣教師団がこれまでの神父たちと交代して奄美大島にやってくると聞き及び、これを自分たちの夢（4年制高等女学校の創立）が叶うチャンスととらえたようだ。そして宣教師たちが来島すると即座に自分たちの要望をうちあげ熱心な働きかけを行ったので、宣教師たちも前向きな姿勢をしめし創立の運びとなったようである。

しかし結果的には宣教師たちが精神的にも財政的にも大変な辛酸をなめて創立した大島高女は、表面上は地元住民の廃校運動の結果として昭和8年度限りで自主廃校（存立期間10年間）に追いやられた。しかし同じ名瀬村に大正6年に創立されていた村立実科高等女学校は次第に組織変更や名称変更を遂げて発展し、昭和6年には町立から県立へと移管されて県立奄美高等女学校となった。そしてその発展に伴う校舎等の整備において名瀬町は様々な困難に遭遇したが、色々な工面をしながらその場を乗り越えていった様子が文部省に提出された関係種類から読み取れる。そして最終的には県立高女に相応しい校舎として、元大島高等女学校の校舎（鹿児島県下初の鉄筋コンクリート校舎）を昭和9年12月（大島高女は同年3月限で廃校）から校舎として使用するに到っている。

このような村立名瀬実科高等女学校の発展を、大きく三つの時期に区切ってみることができるように思う。一つは昭和5年3月の組織変更（生徒定員200名より400名へ）と名称変更（鹿児島県大島郡名瀬実科高等女学校より鹿児島県奄美高等女学校へ）の時である。ここで校名を「鹿児島県奄美高等女学校」としているがこの時点ではまだ町立である。二つ目は昭和6年2月の町立から県立への移管の時である。そして三つ目は県立奄美高女の位置変更（最初の名瀬尋常高等小学校付設の場所：名瀬町大字金久里より元大島高等女学校の場所：名瀬町大字金久配田への変更）の時である。

ちなみに昭和4年までの村立名瀬実科高等女学校の主な沿革は次のようである。⁵⁾創立は大正6年6月、名瀬尋常高等小学校に付設（教室としては4教室を使用）して修業年限2ヵ年、生徒定員100名で創設された。校長は昭和4年5月までは名瀬尋常高等小学校の校長が兼任であった。大正9年9月には修業年限3ヵ年、生徒定員150名が認可されている（大正9年度より実施）。その後大正12年7月より町制実施により名瀬実科高等女学校との改称が認可されている。昭和3年3月には修業年限4ヵ年、生徒定員200名の組織変更が認可され、昭和4年2

月の名瀬町会において同校独立の件が決議され、同年5月同校専任の校長として大井徹翁氏が鹿児島県志布志高等女学校より転補している。

次章以降は、上述の3時期に名瀬町および鹿児島県より文部省に提出された申請書や関係書類および文部省より鹿児島県知事宛等への文書を年代順に追いながら、各立場からどのような交渉をおこなわれたのか、どういう問題点があったのか、またそれをどのように解決しようとしたのか、など当時の状況を明らかにしていきたいと思う。このための基本資料は『鹿児島県高等女学校設置廃止認可 第1冊』（国立公文書館所蔵 文部省47-3A-11-4-2152）に収められている県立奄美高等女学校関係資料である。（公文書中の下線および強調のための太字変換は筆者によるものであり、原文の旧漢字を可能な限り使用したが一部常用漢字にあらためた。例えば并は並、併は併。）

Ⅲ 奄美高等女学校の第一の転換期〔改称：名瀬實科高等女学校から鹿児島県奄美高等女学校へ、組織変更：生徒定員200名から400名へ〕

昭和5年2月4日 名瀬町會決議録⁶⁾

議案第三號

名瀬實科高等女學校組織並ニ名稱ヲ別紙ノ通り變更セムトス

昭和五年二月四日提出

名瀬町長 伊東義尚

昭和五年二月四日原案可決

昭和5年2月6日付 名瀬町長より文部大臣あて文書

名學第九九號

鹿児島県大島郡名瀬實科高等女學校組織並ニ名稱變更及實科併置ノ儀ニ付認可申請當名瀬町ノ經營ニ係ル鹿児島県大島郡名瀬實科高等女學校ヲ昭和五年四月一日ヨリ鹿児島県奄美高等女學校（修業年限四ケ年生徒定員四百名學級八學級）ニ改メ現在ノ實科ハ昭和七年度迄併置スルノ件昭和五年二月四日名瀬町會ニ於テ議決致候條御認可相成候様致度別紙關係書類相添此段申請候也

昭和五年二月六日

鹿児島県大島郡名瀬町長 伊東義尚

文部大臣田中隆三殿

【別紙關係書類】

鹿児島県大島郡名瀬實科高等女學校組織並ニ名稱變更及實科併置ニ關スル取調事項

一、名稱 鹿児島県奄美高等女學校

二、修業年限 四箇年

三、生徒定員 四百名

四、學級数 八學級(昭和八年度完成)

五、實施年月 昭和五年四月

六、經費及維持方法

昭和五年度並ニ昭和六年度以降完成年度ニ至ル豫算及豫算見込表(別紙ノ通り)

經費ハ從來通り町費及學校收入縣費補助ヲ以テ之ニ充ツ

七、名瀨實科高等女學校組織並ニ名稱變更及實科併置ニ關スル町會決議録(別紙ノ通り)

八、名瀨實科高等女學校組織並ニ名稱變更及實科併置ニ關スル理由書(別紙ノ通り)⁽⁷⁾

九、名瀨實科高等女學校組織並ニ名稱變更及實科併置ノタメ町内小學校教育施設上影響ヲ受ザルモノト認メタル事由(別紙ノ通り)

(附) 奄美高等女學校完成マデニ於ケル計劃書並ニ校舎平面圖(別紙ノ通り)

〈中略〉

一五、現在、名瀨實科高等女學校一覽表(別紙ノ通り)

〔上記文書九の別紙〕

奄美高等女學校完成迄ニ於ケル計畫書

一、奄美高等女學校校舎建築完成迄ニ於テ特ニ關係ヲ有スル名瀨尋常高等小學校ニ於テハ昭和四年度ニ於テ二階建八教室建築ノ件町會ノ議決ヲ經タルヲ以テ昭和五年度下半年ヨリ小學校ノ二部教授ヲ解キ得ルヲ以テ高等女學校ニ於テハ昭和五年度初ヨリ別紙圖面(一號)⁽⁸⁾ノ通り八教室ヲ充當シ次年度ニ至リテハ別紙圖面(二號)ニ依リ校舎建築ノ計畫ヲ有ス

奄美高等女學校完成迄ニ於ケル豫定計畫書

奄美高等女學校完成迄ニ於ケル計畫トシテ別紙ノ通り書類添付スル所アルモ昭和五年度中ハ現在ノ實科高等女學校ノ校舎ヲ充當シ次年度ヨリ他ニ移轉ヲナス豫定ナリ而シテ右移轉關係書類左ノ如シ

記

一、移轉豫定地

鹿兒島縣大島郡名瀨町伊津部字小俣

校地坪数 四千五百坪

二、移轉豫定位置圖⁽⁹⁾別紙ノ通り

三、校舎建築年度割収支豫算見込別紙ノ通り

四、校舎建築年度割圖面⁽¹⁰⁾別紙ノ通り

移轉豫定地坪数校舎建築年度割収支豫算見込表

一、移轉豫定地 鹿兒島縣大島郡名瀨町伊津部字小俣

一、坪数 四千五百坪

収 入

年度	区分	金 額	摘 要			
昭和六年		39,811	起債 33,000 賦課 6,811	納税戸数 3,600戸	一戸当 1円90銭	
昭和七年		13,291	〃 7,000 〃 6,291	〃 3,650戸	〃 1円73銭	
昭和八年		6,849	〃 - 〃 6,849	〃 3,700戸	〃 1円81銭	
昭和九年		10,600	〃 5,000 〃 5,600	〃 3,750戸	〃 1円50銭	
昭和十年		13,352	〃 7,000 〃 6,352	〃 3,800戸	〃 1円44銭	
計		83,903	〃 52,000 〃 31,903			

(金額等の原文は漢字数字)

支 出

年度	区分	金 額	摘 要			
昭和六年		39,811	敷地代 15,000 建築費 24,811			
昭和七年		13,291	建築費			
昭和八年		6,849	〃			
昭和九年		10,600	〃			
昭和十年		13,352	〃			
計		83,903	敷地代 15,000 建築費 68,903			

(金額等の原文は漢字数字)

昭和5年3月12日付 鹿児島県知事より文部大臣あて文書

五學第四六一號

實科高等女学校組織變更ニ付副申

管内大島郡名瀬實科高等女学校組織變更ノ件別紙ノ通り認可申請候處大島郡ハ鹿児島市ヲ距ル式百五海里ノ離島ナルモ一般向學心旺盛ニシテ現在ノ如キ女子教育機關ニシテハ之ニ満足セス年々尠カラサル子女ヲ遠ク市ニ遊學セシムルノ狀況ニ在リ年來本科ノ高等女学校設置ノ希望熾烈ナルモノ有之シモ財政ノ都合上荏苒今日ニ及ヒタル次第ニ候
 今回機熟シテ將來ノ計畫ヲ立テ町會一致組織變更ノ儀ヲ可決致シ候ニ就テハ速ニ御認可相候様致度此段副申候也

昭和五年三月十二日

鹿児島縣知事 山口安憲

文部大臣 田中隆三殿

昭和5年3月12日付 鹿児島県知事より文部省普通学務局長あて文書

五學第四六一號

昭和五年三月十二日

鹿児島県知事 山口安憲

文部省普通学務局長殿

学校位置ニ関スル件

本日五學第四六一號ヲ以テ名瀬實科高等女學校組織變更ノ件副申候處將來移轉新築致スヘキ敷地ニ關シテハ尚精査ヲ遂ケ度候ニ付此際組織變更ノミ御認可ヲ得位置ニ關シテハ更メテ申請可致候條御含ノ上至急御認可相成候様御取計相煩致度

昭和5年3月24日付起案 文部省普通学務局長より鹿児島県知事あて文書

鹿普七號 裁決定 3月25日

案ノ四

年 月 日 局長

鹿児島県知事宛

實科高等女學校組織變更ノ件

三月十二日五學第四六一號ヲ以テ御進達ノ標記ノ件別紙ノ通指令相成タル處位置ニ關シテハ特ニ御申越ノ次第モ有シ便宜ノ處置トシテ詮議セラレタル義ニ付組織變更實施迄速ニ位置選定ノ上認可申請相成度尚現在生徒ノ卒業スルマテ實科高等女學校ヲ併置スル趣ナルモ組織變更ニヨリ形式上實科高等女學校ハ廢止トナルヘキヲ以テ高等女學校ニ實科ヲ置キ之ヲ編入セシメラレ度生徒等ノ希望ニ依リテハ考査ノ上本科ノ相当學年ニ編入スルモ差支無之ニ付御了知相成度

追テ昭和五年度名瀬町歳入出豫算一部御送付相成度

備考

〈略〉

昭和5年4月9日 名瀬町長名文書

名瀬町会決議書謄本

奄美高等女學校位置ヲ別記ノ通りトシ別圖^{〇〇}名瀬尋常高等小學校ノ位置ノ内幾部(別圖ノ通り)ヲ充テ現在同位置ニ在ル名瀬尋常高等小學校々舎全部ヲ奄美高等女學校々舎トナス但シ奄美高等女學校ニ於テ使用セザル教室ハ當分名瀬尋常高等小學校教室ニ使用セシムルモノトス

記

〈中略〉

昭和五年四月九日提出

昭和五年四月九日議決

右 膳本也

名瀬町長 伊東義尚

昭和5年9月15日付 鹿児島県知事より文部大臣あて文書

五學第四六一號

高等女學校位置指定ノ件ニ付申請

鹿児島縣奄美高等女學校ハ本年三月名瀬實科高等女學校ヲ組織變更シタルモノニシテ直ニ其位置ヲ變更可致見込ニテ計畫ヲ進メタル次第ニ候ヘ共經費節約ノ折柄新ニ敷地ヲ購入シ校舍新築ノ儀ハ困難ナル事情有之左記舊名瀬實科高等女學校ノ位置ヲ其儘指定致度候條御認可相成候様致度關係書類添付此段申請候也

記

鹿児島縣大島郡名瀬町大字金久字里

昭和五年九月十五日

鹿児島縣知事 山口安憲

文部大臣 田中隆三殿

昭和5年9月18日付起案 文部大臣より鹿児島県知事あて文書

鹿普三〇號 裁決定 10月4日

公立高等女學校位置選定ノ件

指令案

鹿児島縣知事

昭和五年九月十五日五學第四六一號申請鹿児島縣奄美高等女學校位置選定ノ件認可ス

年 月 日

文部大臣

備考 校地面積 一,一四九坪

【考察】

上記の公文書から次のような要点が浮かび上がってくる。

○ 昭和5年の名称変更の申請において町立にもかかわらず「鹿児島縣奄美高等女學校」と

いう名称が提案されている。この時点からすでに県立への移管が強く意図されていたのではないだろうか。現に奄美大島における当時の唯一の月刊誌「奄美」の昭和3年10月号には「県移管趣意書」という記事が「名瀬実科高等女学校県移管期成同盟」の名で掲載されている。またこの問題はその後、昭和4年1月号・2月号にも賛否両論の意見が掲載されており、人々の関心の高さを表している。しかし実際はそれ以前、大正13年に大島高女が創立された時からすでに一部の人びとによって意図されていたことが奄美高女の「学校沿革大要」に次のように記されている。

昭和六年四月一日

県に移管、校名を鹿児島県立奄美高等女学校と改称。

注 大正十三年十二月六日午後一時より八千代館に於て名瀬町教育会あり、職員全員出席、其の協議会に於て「名瀬実科高等女学校を県立に移管することを其筋に建議する件」を満場一致にて可決した、という記事が学校日誌だよりに出ている。其の後「県立移管期成同盟会」が結成され、川崎茂助先生を会長に推して活躍されたように思われる。⁽¹²⁾

- 昭和5年2月6日付で名瀬町より提出されている「奄美高等女学校完成迄ニ於ケル計画書」においては、昭和5年度は現校舎の8教室を鹿児島県奄美高等女学校の教室にあて、昭和6年度からは別図のように新校地（名瀬町伊津部字小俣）に新校舎を建てる計画があるので、この度の申請内容を認可してくれるよう求めている。ここに提出された新校舎の建築費用は、83,903円（敷地代:15,000円、建築費:68,903円）である。しかもその費用の大部分（52,000円）は起債により、残りは賦課（5年計画）としている。しかし県側はこの計画はあまりにも無謀であると判断したのであろうか、3月12日付の文部省普通学務局長宛の副申において、この際は組織変更のみの認可をしていただきたいこと、位置に関してはあらためて申請申し上げるので、その点を含んだうで速やかな組織変更の認可をお願いしたい旨を述べている。その結果、昭和5年3月25日付で組織変更・名称変更の件は認可がおりている。しかし「案ノ四」として文部省普通学務局長は鹿児島県知事宛に、位置に関しては組織変更実施までに速やかに申請するように指示を与え、同時に昭和5年度の名瀬町歳入出予算を提出するよう求めている。ちなみに昭和5年度の名瀬町歳入出予算は150,870円であった。この指示をうけて県は名瀬町に回答を求めたのであろうか。名瀬町は4月9日付の名瀬町会の決議として、新校地・新校舎の案とはまったく別の回答、すなわち現在奄美実科高女が一部分使用している名瀬尋常高等小学校の敷地・校舎を全部鹿児島県奄美高等女学校用にあてるとの回答を出してきた。これに対して県はすぐに文部省に回答するのを躊躇したのであろうか、それから約5ヶ月後の9月15日付で回答している。その申請書によると、経費節約の折柄、敷地を購入し校舎を新築することは困難な事情があるのでそのままの位置で認可してくれるようにとの申請である。その結果、昭和5年10月4日付で認可がおりている。

Ⅳ 奄美高等女学校の第二の転換期〔町立から県立への移管〕

昭和5年11月28日付 名瀬町長より鹿児島県知事あて文書

名學第一〇六六號ノ一

町立奄美高等女学校縣移管ニ付請書

本町立奄美高等女学校ヲ昭和六年度ヨリ縣へ御移管相成候ハバ移管条件別紙御指示通り遵守可仕町會ノ議決ヲ經テ請書提出候也

昭和五年十一月二十八日

大島郡名瀬町長 伊東義尚

鹿児島縣知事 山口安憲殿

昭和6年2月7日付 鹿児島県知事より文部大臣あて文書

六學第一九九號

高等女学校設立者變更ノ儀ニ付申請

鹿児島縣奄美高等女学校ハ從來大島郡名瀬町ニテ經營ノ處客年十二月通常縣會ニ於テ縣へ移管ノ儀議決候ニ付本年四月ヨリ本縣ニテ經營致度候條御認可相成様致度要項ヲ具シ此段申請候也

昭和六年二月七日

鹿児島縣知事 山口安憲

文部大臣 田中隆三殿

記

- 一、名称 鹿児島縣立奄美高等女学校
- 二、修業年限 四箇年
- 三、生徒定員 四百名
- 四、設立者變更ノ年月日 昭和六年四月一日
- 五、位置 鹿児島縣大島郡名瀬町大字金久字里（現在ノ位置）
- 六、經費及維持ノ方法 縣費，収支豫算別紙ノ通り
- 七、縣移管ニ關シ現設立者ヨリ提出シタル書類 別紙ノ通り
- 八、學則 鹿児島縣立高等女学校學則ヲ適用ス

〔上記文書 記 七の別紙〕

名瀬町立奄美高等女学校縣移管条件

- 一、學校經常費豫算額ヨリ學校収入豫算額（縣補助金，授業料，入學考査料及雜収入）ヲ差引キタル殘額ニ相當スル金額ヲ昭和六年度ヨリ向フ參箇年間毎年六月末限り縣ニ寄

附スルコト

- 二、學校敷地並ニ校舎ハ現在奄美高等女學校ノ使用セル一廓ノ建物（小學校ニ於テ使用スル部分ヲ含ム）及敷地全部ヲ縣ニ寄附スルコト
- 三、現ニ小學校兒童ヲ收容スル教室ハ昭和六年三月限り明渡スコト
- 四、校舎全部ニ亘リ今後拾箇年間故障ヲ生セザルヘキ程度ニ於イテ縣ノ指示ニ従ヒ修繕ヲナスコト
- 五、校舎ノ各室ハ別紙圖面⁽¹³⁾ノ如ク使用スルヲ以テ縣ノ指示通り町ニ於テ之ヲ改造スルコト
- 六、家事室ハ縣ノ指示通り町ニ於テ之ヲ改増築スルコト
- 七、以上校舎ノ改増築及修繕等ハ昭和六年八月末限り之ヲ完了スルコト
- 八、學校内容充實ノ爲メ備品費トシテ參箇年間ニ亘リ左記年度割通り縣ニ寄付スルコト

昭和六年度 金五千圓 前期七月末日限 金貳千五百圓

後期十一月末日限 金貳千五百圓

昭和七年度 金四千圓 前期七月末日限 金貳千圓

後期十一月末日限 金貳千圓

昭和八年度 金四千圓 前期七月末日限 金貳千圓

後期十一月末日限 金貳千圓

合 計 金壹萬參千圓也

- 九、寄宿舎ハ將來縣ニ於テ之ヲ設置スル必要アリト認メタルトキ其ノ指示ニ従ヒ町ニ於テ相違ナク之ヲ建築寄附スルコト
- 十、講堂ハ當分現在校舎ノ一部ヲ之ニ充當スルモ將來之ヲ建築スルモノトシ其ノ經費ニ充ツル爲メ昭和九年度ヨリ向フ七年間毎年度末迄ニ金壹千五百圓宛ヲ縣ニ寄附スルコト

昭和6年2月10日付起案 文部大臣名文書

鹿普三號 裁決定 2月17日

公立高等女學校費用負担者変更ノ件

〈中略〉

告示案

文部省告示第 號

鹿児島縣大島郡名瀬町ニ設置セル鹿児島縣奄美高等女學校ヲ昭和六年四月ヨリ縣立ニ変更シ鹿児島縣立奄美高等女學校ト改称ノ件昭和六年 月 日認可セリ

年 月 日

文部大臣

備考

修業年限，生徒定員ハ従前通

学科課程及授業料等ハ縣立共通

【考察】

公文書中、昭和5年11月28日付で名瀬町が鹿児島県知事に提出した「町立奄美高等女学校縣移管ニ付請書」の文面より、県は名瀬町に対して前もって「県移管への条件」を提示していたことが読み取れる。名瀬町は県の移管条件を遵守することを町会で議決したので、ついではこの件を県で進めてくれるよう請書を提出している。これを受けて県も県会で審議した結果、昭和6年12月の県会で議決をみたので、文部省へ「高等女学校設立者變更ノ儀ニ付申請」している。ここで注目したいのは、県が県立移管条件として名瀬町に提示した財政上の条件の厳しさである。提示されている十項目の条件は、例えば昭和5年度の歳入予算額が150,870円という程度の名瀬町にとって、どれほどの重い負担を強いるものか推測される。

例えば一項目の条件では、昭和6年度の場合文部省に提出されている「昭和六年度鹿児島縣立奄美高等女学校歳入出豫算」によると、名瀬町は7,268円を県に寄付しなければならない。この寄附が向う3年間義務付けられている。また二項目では、これまで名瀬町の所有であった奄美高女および名瀬尋常高等小学校の敷地および校舎を県に手放さなければならない。また四、五、六、七の項目に記されているように、名瀬町は県の指示通り、奄美高女校舎の修繕・改造・増改築を昭和6年8月末までにやり遂げねばならない。さらに学校内容備品費として、名瀬町は昭和6・7・8年度にわたり、年度割で13,000円分を県に寄附しなければならない。その上、寄宿舎については県が必要だと認めた時には名瀬町が建築して県に寄附することが条件づけられ、講堂に関しては将来建築するものとして昭和9年度より向う7年間1,500円ずつ県に寄附することが決められている。

このように一見しただけで名瀬町にとって過重の負担になると思われる条件を、名瀬町会は奄美高女の県移管を成し遂げるために呑み込んだのである。

V 奄美高等女学校の第三の転換期〔位置の変更：元大島高女校舎に移転〕

昭和10年3月9日付 鹿児島県知事より文部大臣あて文書

十學第三四一號

昭和十年三月九日

鹿児島縣知事 早川三郎

文部大臣 松田源治殿

高等女学校位置變更ノ儀ニ付申請

鹿児島縣立奄美高等女学校従來ノ位置（大島郡名瀬町大字金久字里）ハ狹隘ニシテ寄宿舎設備ノ餘裕ナキノミナラス隣接地ハ之カ擴張ニ適セサル事情有之候處今般左記ノ通り變更致度尤同位置ハ元大島高等女学校敷地ニシテ相當面積ヲ有シ教育上並衛生上好適地ニ有之候條御認可相成候様致度此段申請候也

記

- 一、位置 大島郡名瀬町大字金久字配田
- 二、面積 實測反別 壹町歩（三、〇〇〇坪）

- 三、地質 砂利混粘土
- 四、屋外体操場ノ区域及面積 別図ノ通 六六五坪
- 五、附近ノ状況 別圖参照
- 六、飲料水定性分析表 別紙ノ通

昭和十年3月16日付起案 文部省普通学務局長より鹿児島県知事あて文書

鹿普一九號 裁決定 3月18日

案

年 月 日

局長

鹿児島県知事宛

高等女學校位置変更ノ件

昭和十年三月九日十學第三四一號ヲ以テ標記ノ件御進達ノ處左記事項承知致度ニ付至急御回報相成度

記

- 一、校地校舎ノ所有關係 若シ買取或ハ増改築スルモノトセバ其經費予算及財源
- 二、新校舎教室配置図

昭和十年4月16日付 鹿児島県知事より文部省普通学務局長あて文書

十學第三四一號

昭和十年四月十六日

鹿 兒 島 縣 知 事

文部省普通学務局長殿

高等女學校位置變更ノ件

標記ノ件ニ關シ客月十九日鹿普十九號ヲ以テ御照會相成候處右ハ左記ノ通ニ付御了知ノ上可然御取計相成度候也

記

- 一、校地校舎ノ所有關係若シ買取或ハ増改築スルモノトセバ其ノ經費予算及財源

- 1、校地校舎ノ所有關係

移轉校地ハ元大島高等女學校敷地ニシテ名瀬町ノ所有ニ屬ス之ニ移轉セハ其ノ學校ノ存續期間内全校敷地トシテ無償提供スルコトニ契約済

校舎ハ元私立大島高等女學校々舎其他設備一切ヲ此際買入充當ノ筈

- 2、經費予算及財源

予算 金四〇,〇〇〇圓 内 金三〇,〇〇〇圓 校舎買取費

金一〇,〇〇〇圓 校舎改造費

財源 寄附金及運用金

二、新校舎教室配置圖¹⁴⁾

別紙ノ通

昭和十年 4 月 22 日付起案 文部大臣より鹿児島県知事あて文書

鹿普一九號 裁決定 4 月 24 日

高等女學校位置変更ノ件

指令案 (一)

鹿児島縣知事

昭和十年三月九日十學第三四一號申請鹿児島縣立奄美高等女學校位置変更ノ件認可ス

年 月 日

文部大臣

案 (二)

年 月 日

局長

鹿児島縣知事宛

高等女學校位置変更ノ件

昭和十年三月九日十學第三四一號ヲ以テ申請ノ標記ノ件本日別途指令相成タル處本校ニハ裁縫ノ特別教室無之ニ付右教授ニ際シテハ特ニ支障無之様御處置相成度

(備考)

一、從來ノ位置狹隘ニシテ拡張ノ余地ナキ為元大島高等女學校敷地ニ移転セントスルモノナリ

新校地面積 三,〇〇〇坪

新屋外体操場 六六五坪

二、校地ハ地元名瀬町ヨリノ無償貸與

校舎及設備一切ノ輕費四万円ヲ以テ買収シ其ノ財源ハ寄附金及運用金ニヨル

三、移転時期 昭和十年四月

四、同一町内ナルニ付告示セズ

五、教室配置図ニヨレバ裁縫ノ特別教室記載ナキ爲其ノ教授上支障ナカラシメン爲通牒ヲ發セリ

【考察】

この章の公文書の主題は県立奄美高等女学校の位置変更である。すなわち現在地から元大島高等女学校の敷地・校舎に移転する手続である。

前章でみたように、県は奄美高女の県立移管条件として名瀬町に対して、かなり厳しい条件を差し出していた。すなわち昭和 6 年 8 月末までの現校舎の修繕・改造・増改築、将来の寄宿

舎の建築，講堂建築のための昭和9年度から7年間の年度割寄付（各年度1,500円）等である。

今回の位置変更に関する鹿児島県と文部省との交渉において，特に三つの事柄に対して考察したいと思う。

① 校舎の買収金額について

今回，県立奄美高女が移転を申請した移転先は元大島高女の校舎である。その大島高女は昭和8年度（昭和9年3月限）で廃校になったばかりであった。大島高女の廃校は背後に軍部の強力な指導計画があったとはいえ，大島高女の廃校を望む地元住民のグループ・軍部と手を組んだ新聞人たちの扇動によって名瀬町の町民大会の決議事項という形を踏んで，名瀬町会を通して廃校の道筋がつけられた。そして当時法的な大島高女の設立者であった鹿児島教区長エジド・ロア師は自主的な廃校の手続をとり，大島高女の10年間の歴史を閉じたところであった。その大島高女の校舎は鹿児島県下初の鉄筋コンクリート校舎（煉瓦造一部鉄筋コンクリート〈組積造〉⁶⁵）であり，昭和3年春に落成式（校舎は大正15年秋に完成したものの大正天皇崩御の喪に服し落成式を1年延期して実施）を終えたものだった。

ところで校舎の売買に関しては，昭和9年11月27日付で，エジド・ロア師と鹿児島県の間で校舎譲渡契約が結ばれ，30,000円の金額で県に譲渡することが契約されていた。⁶⁶しかし実際の支払者は県ではなく名瀬町であったようだ。⁶⁷その支払い方法については，昭和23年当時の名瀬市側の資料「元大島高等女学校々舎買収価格返済状況」に記されており，教会側が実際に受領した金額は当時教会の会計官であったマキシム・シラー師の「覚え書き」⁶⁸（昭和25年2月23日付）にも記されているとおり24,000円であった。

また大島高女建築費に関しては，大きく三つの説がみられる。一つは昭和23年に大島高女返還問題が起こった時名瀬市が主張した65,235円である。⁶⁹もう一つはその時カトリック教会側が主張した400,000円の説である。⁷⁰この金額は昭和8年の陸軍省資料にも「宣教師米川基ハ工費約四十萬圓ヲ投シ名瀬町ニ私立大島高等女学校ヲ設立シ」⁷¹と記載されている。そして三つめの説はマキシム・シラー師の「覚え書き」にある「学校建設経費総額 金貳拾万円也」による200,000円の説である。

筆者が調べたところ総額についてはまだ不明であるが，当時のフランシスコ会鹿児島地区の会計係であったカリキスト・ジェリナ師（帰化名：米川基）は，3期の建築計画中，1期工事が終わった頃の費用を報告書の中で63,700円と記載している。⁷²ちなみに大島高女設立にあたり文部省に提出された最初の木造建築での総額は144,826円であり，⁷³この計画から鉄筋コンクリート造り⁷⁴に変更したのであるから，この金額以下であることはありえないだろう。

② 校舎の買収時期について

昭和10年3月9日付の鹿児島県知事の位置変更の申請に対して，文部省普通学務局長は2つの点に関して回報を求めてきた。すなわち「校地校舎ノ所有關係若シ買収或ハ増改築スルモノトセバ其ノ経費豫算及財源」および「新校舎教室配置圖」についてである。これに対して県は4月16日付で回報している。校舎の買収時期に関して，県はすでに前年9月27日付で譲渡契約を終了しているにもかかわらず「校舎ハ元大島高等女学校々舎其他設備一切ヲ此際買入充當ノ

筈」とこれからの事柄のように記している。

また新校舎教室配置図に関しては、大島高女側がその校舎建築の際に提出したであろう「大島高等女学校敷地平面圖及校舎配置圖」の学校名の所を単に「大島」から「奄美」と書き換えて報告している。図6-1を参照されたい。

③ 移転時期について

県立奄美高女の位置の変更について、最初の申請の日付は昭和10年3月9日であり、文部省からの移転認可は4月24日付である。そしてその公文書の備考として「移転時期 昭和十年四月」と記されている。しかし実際は鹿児島県が申請手続を行う以前に奄美高女は移転を完了していた。すなわち、昭和9年12月2日から4日までに奄美高女は元大島高女校舎に引越しを完了し、12月5日から授業を開始したことが奄美高女校長宮里為義氏から大島支庁に報告されていたのである。この鹿児島県の約3ヶ月後の事後申請は何を意味しているのだろうか。一つの問いである。

Ⅵ 結びにかえて

この論考では大島高女廃校問題の一背景として、同じ名瀬村に大正6年に創立されていた村立名瀬実科高等女学校が昭和5年に町立鹿児島県高等女学校となり、昭和6年に町立から県立に移管され、昭和10年4月には元大島高等女学校敷地・校舎への位置変更が認可されるにいたった沿革を、国立公文書館に保存されている文部省資料『鹿児島県高等女学校設置廃止認可第1冊』中の県立奄美高等女学校に関する公文書を基本資料として年月日にそって辿り、その発展の時期を大きく三時期に分けて考察した。

この論考は、大島高女廃校問題に絡んでいる複数の要因のうち、当時の奄美大島における女子中等教育の状況という側面に焦点をあてたものである。管見に対して識者の御教示をお願いしたいと思う。

注記

- (1) 大正寺の財部住職が大島高女の存続を望まないグループの主要人物であったことは、カリキスト・ジェリナ師の報告書「名瀬の高等女学校の落成式（日本）」『地域・人間・科学』創刊号、鹿児島純心女子短期大学、地域人間科学研究所、40頁に記載されているだけでなく、要塞司令官笠大佐の報告書「極秘 奄美大島ニ於ケル『カトリック』教徒啓導ニ關スル経緯」にも次のように記されている。「本校設立當時佛教徒（名瀬町大正寺ヲ中心トス）及一部心アル者ハ『カ』教ノ將來國家ノ爲有害ナルヲ認メ猛烈に反對セシモ（略）」。
- (2) 丸田兼義氏は昭和4年12月、大島高女を批難する上申書「名瀬町丸田兼義外百五十三名決議書」を作成し、大島高女への措置を講じるよう鹿児島県知事等へ働きかけている。「大島高等女学校等式年遷宮遙拜式不學行顛末」『帝室雑載 第一冊』（国立公文書館所蔵 文部省59-3A-30-6-1096）。

- (3) 『旧奄美高等女学校調査報告書－大島高等女学校の設立と廃校をめぐって－』鹿児島短期大学付属南日本文化研究所，1988年，15頁よりの引用，および宣教師スパイ説については同書59頁参照。またこの他，宣教師をスパイであると書きたてた記事については，平山久美子「名瀬の高等女学校の落成式（日本）（カリキスト・ジェリナ神父）」『地域・人間・科学』創刊号，鹿児島純心女子短期大学，地域人間科学研究所，1997年，42頁参照。
- (4) 上掲「名瀬の高等女学校の落成式（日本）（カリキスト・ジェリナ神父）」35～38頁。
- (5) この沿革は，『鹿児島県高等女学校設置廃止認可 第1冊』（国立公文書館所蔵 文部省47-3A-11-4-2152）に収められている奄美高女関係資料中の「鹿児島縣大島郡名瀬實科高等女学校組織並ニ名稱變更及實科併置ニ関スル取調事項」中の「一五，現在，名瀬實科高等女学校一覧表」の「沿革大要」による。
- (6) 上掲「鹿児島縣大島郡名瀬實科高等女学校組織並ニ名稱變更及實科併置ニ関スル取調事項」中の「七，名瀬實科高等女学校組織並ニ名稱變更及實科併置ニ関スル町會決議録」の別紙文書。
- (7) この理由書は，当時の名瀬町の教育状況等を知る上で一つの資料となると思われるので，ここに掲載したい。

(八) 名瀬實科高等女学校組織並ニ名稱變更及實科併置ニ関スル理由書

本校ハ元，鹿児島縣大島郡名瀬村立名瀬實科高等女学校ト稱シ，修業年限二箇年，生徒定員百名，二學級組織ニシテ大正六年四月三十日付ヲ以テ認可トナリ，當時ノ名瀬第二尋常高等小學校ニ併設シ，大正六年六月二日開校セルモノナリ，爾來大正九年九月廿二日ニハ修業年限三箇年生徒定員百五十名三學級ニ組織變更ノ件認可アリ，大正十年度ヨリ實施ス。

次テ大正十二年七月十二日付ノ認可ニヨリ鹿児島縣大島郡名瀬實科高等女学校ト改稱ス，全年十一月廿日ニ至リ，全年度初ヨリ實施セル補習科加設ノ件認可アリ，更ニ昭和三年三月廿日付ヲ以テ昭和三年度ヨリ修業年限四箇年，生徒定員二百名，四學級組織トシ，補習科ヲ廢止スルノ件認可トナリス。

而シテ昭和四年度ヨリハ愈々小學校ヨリ分離獨立シテ現在ハ，専任校長統督ノ下ニ専任七名兼任三名ノ教員ト四學級百七十五名ノ生徒ヲ有セリ。創立後滿十有三年ノ間ニ，本科三箇年制ノ卒業生四百十五名，本科四箇年制ノ卒業生十八名，補習科卒業生九十四名ヲ本郡内各村ニ送り出セリ。之等卒業生ハ本郡ノ中堅婦人トシテ青年婦女界ノ先途ニ立チ相當ノ活躍ヲナシツ、アルヲ觀ル。翻ッテ本郡ノ現状ヲ觀ルニ實ニ人口廿三万ヲ擁擠スル大郡ナルニモ拘ハラズ公立ノ女子中等教育機關トシテハ本校アル而已 未ダニ公立高等女学校本科ノ設立ナキヲ遺憾トス。一面男子ニ於テハ中等以上ノ教育ヲ受ケ相當ノ位置ニアル者夥シク，全國到ル處ニ活躍シツ、アルノミナラズ一般向學心ノ旺盛ナル。敢テ他地方ニ其ノ比ヲ見ザル處ナレバ將來益々各方面ヘ發展スベキ状態ニ在リ。然ルニ女子ニ於テハ遠ク鹿児島地方ニ遊學スルモノ其ノ数ヲ増加シタリト雖モ南溟ノ孤島郡タル地理的關係上並ニ施設ノ不備ヨリ到底男子ノ比ニ非ラズ 從ツテ男子ト女子ノ文化程度ニ甚シク不均衡ヲ招來シ，由々シキ社會問題ヲ惹起シツ、アルノ觀アリ。疲弊困憊セル我が大島救濟策ノ根本義ハ實ニ女子教育ノ振興ニアルベシ，就中人口二万ヲ有シ本郡ノ中樞タル我が名瀬港ハ大島

紬ノ生産工業地トシテ，將タ臺灣沖縄航路ノ寄港地トシテ戸口益々膨大スルト共ニ町行政上企劃ヲ要スルモノ多ケレドモ女子中等教育ノ完備ハ最モ緊要ナルモノニ属ス。

而シテ現在名瀬實科高等女学校ノ入學状況ヲ見ルニ毎年募集人員ニ倍スル入學志願者ヲ有スルハ本校ノ將來ニトリ，頗ル祝福スベキ現象ナリト信ズ。シカモ近年郡内志願者ノ中本郡唯一ノ女子公立中等教育機関トシテノ本校ガ公立高等女学校本科ニ非ラザル爲メ態々遠ク鹿児島及其他ノ地方ヘ遊學スルモノアルヲ見受クルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ。若シ夫レ女子教育機関ノ施設宜シキヲ得シカ，女學生ノ他地方ヘ遊學スルヲ沮止スルノミナラズ郡内女子教育ノ發展，延イテハ婦人社會ノ文化向上ニ及ボス所甚ダ大ナルベシ，仍テ昭和五年四月一日ヨリ現在ノ鹿児島縣大島郡名瀬實科高等女学校ノ組織ヲ變更シ名稱ヲ鹿児島縣奄美高等女学校（修業年限四箇年，生徒定員四百名，學級八學級）ト改メ昭和七年度迄現在ノ名瀬實科高等女学校ヲ併置シ，尚且ツ高等女学校本科ニアリテモ實科の性質ヲ加味スル地方的特色アル教育方針ノ下ニ本郡女子中等教育ノ普及發達ヲ期シ本郡文化向上ニ資セントスルモノナリ

- (8) 図1-1「名瀬実科高等女学校現在校地校舍」〈圖面（一號）〉および図1-2「名瀬尋常高等小学校及名瀬実科高等女学校々舎配置図」〈圖面（二號）〉
- (9) 図2「名瀬町管内図 鹿児島県奄美高等女学校予定地 位置図」（原本は色つき）
- (10) 図3「鹿児島県奄美高等女学校 校舍建築年度割図面」
- (11) 図4「名瀬尋常高等小学校及奄美高等女学校々舎配置図」
- (12) 名瀬市誌編纂委員会『名瀬市誌 中巻』昭和46年3月，468頁。
- (13) 図5「奄美高等女学校」（県立となった場合の教室配置図—県からの指定による）
- (14) 図6-1「奄美高等女学校（元大島高等女学校）の学校敷地平面図及校舍配置図」および図6-2「元大島高等女学校（昭和10年4月より奄美高等女学校校舍として認可）の校舍設計図（木造建築から鉄筋コンクリート造に変更された時の設計図と思われる）」
- (15) 大島高女の校舍の造りに関しては，平山久美子「フランシスコ会総長（ローマ）に宛てたモーリス・ベルタン神父（日本宣教地区長）の大島高等女学校の建築窮状の解決を求める『報告書』（1925年11月）試訳Ⅱ」『地域・人間・科学』第6・7号，鹿児島純心女子短期大学，地域人間科学研究所，2003年，107～111頁を参照されたい。
- (16) 前掲『旧奄美高等女学校調査報告書—大島高等女学校の設立と廃校をめぐる—』24頁。
- (17) 上掲，25頁。
- (18) 奄美宣教100周年記念誌編集部『カトリック奄美100年』奄美宣教100周年実行委員会，1992年，145頁。
- (19) 前掲『旧奄美高等女学校調査報告書—大島高等女学校の設立と廃校をめぐる—』32～33頁。
- (20) 上掲，29頁。
- (21) 「奄美大島ニ於ケル外國宗教ニ關スル件 昭和八年六月調 陸軍省」『鹿児島県高等女学校設置廢止認可 第4冊』（国立公文書館所蔵 文部省47-3A-11-4-2155）
- (22) 平山久美子「フランシスコ会総長（ローマ）に宛てたモーリス・ベルタン神父（日本宣教地区長）の大島高等女学校の建築窮状の解決を求める『報告書』（1925年11月）試訳Ⅰ」

『地域・人間・科学』第5号，鹿児島純心女子短期大学，地域人間科学研究所，2001年，129頁。

(23) 『鹿児島県高等女学校設置廃止認可 第4冊』（国立公文書館所蔵 文部省47-3A-11-4-2155）の大島高女設置に際して提出されている「臨時費支出年度別表」による。

(24) 図7 大島高等女学校校舎正面と全景

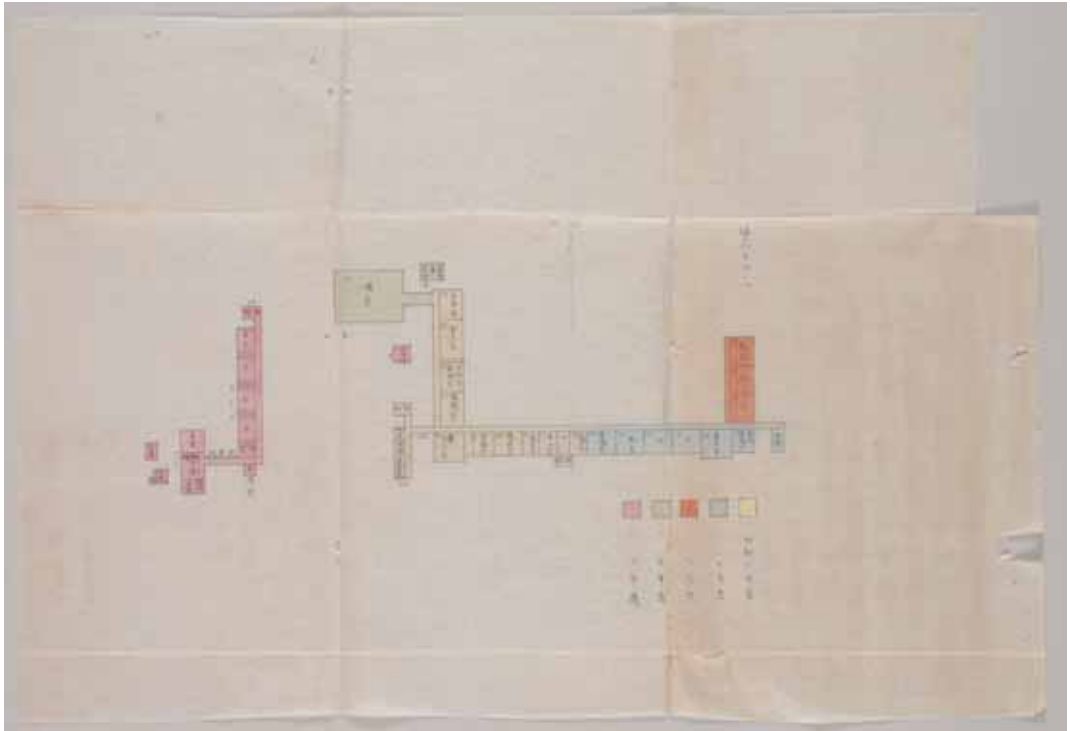


図3 「鹿児島県奄美高等女学校 校舎建築年度割図面」

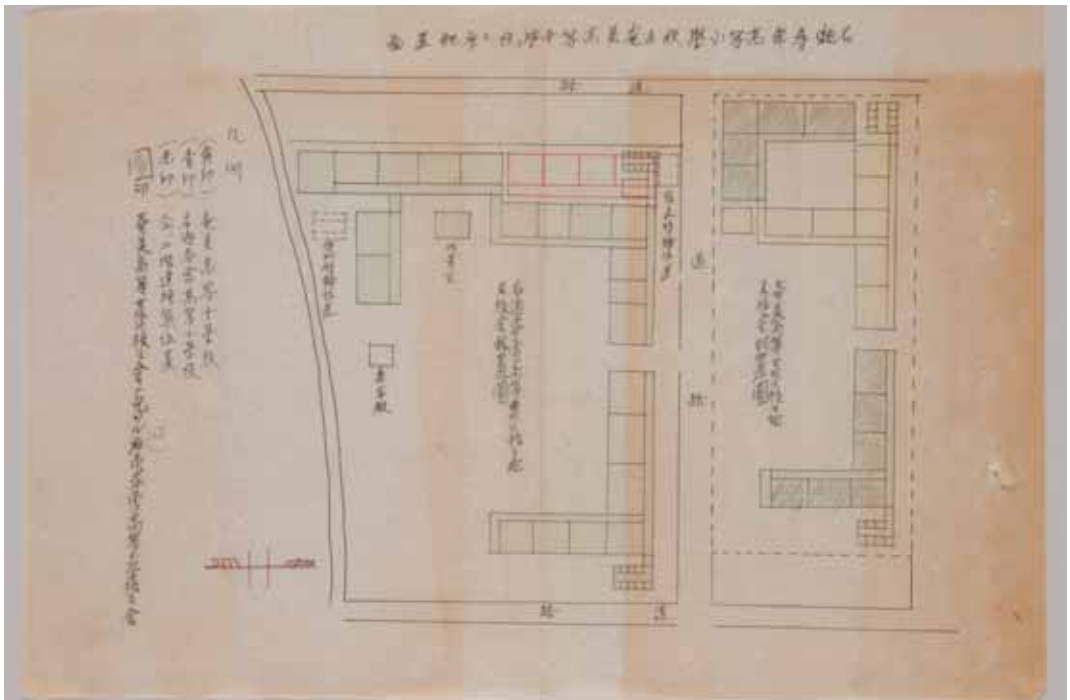


図4 「名瀬尋常高等小学校及奄美高等女学校々舎配置図」

菴美高等女子学校

(1950年4月)

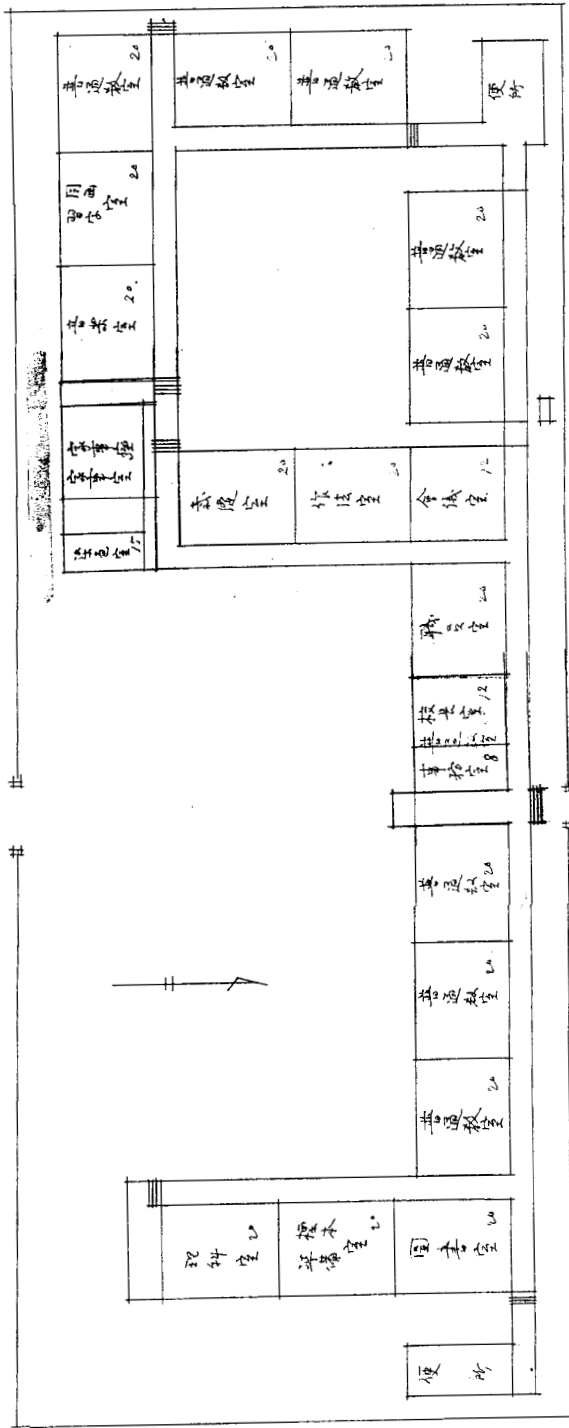


図5 「菴美高等女子学校」(県立となった場合の教室配置図―県からの指定による)

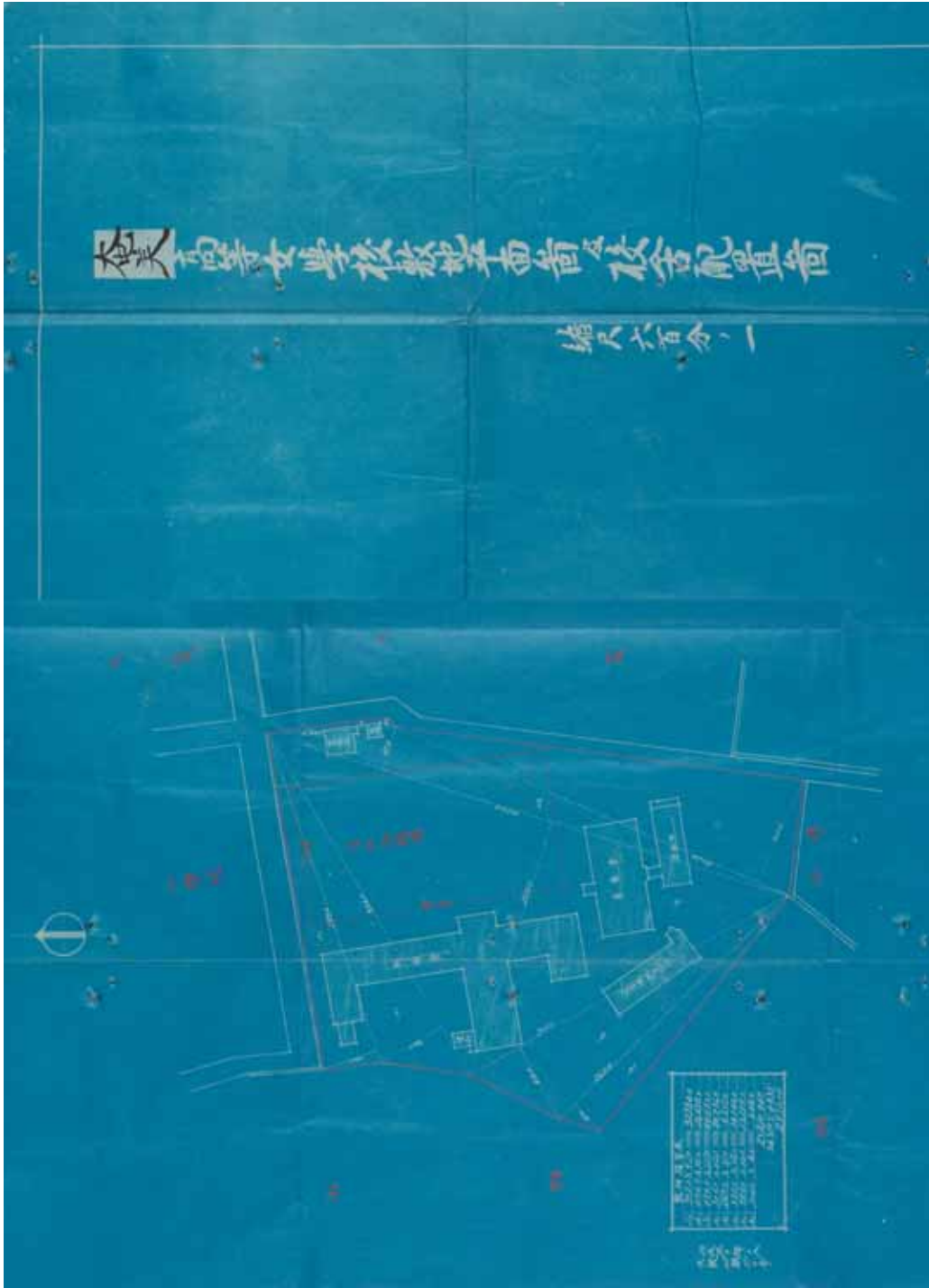


図 6-1 「奄美高等女学校（元大島高等女学校）の学校敷地平面図及校舎配置直筒」（この図面は1枚の図面の2カット分を合成したもの）

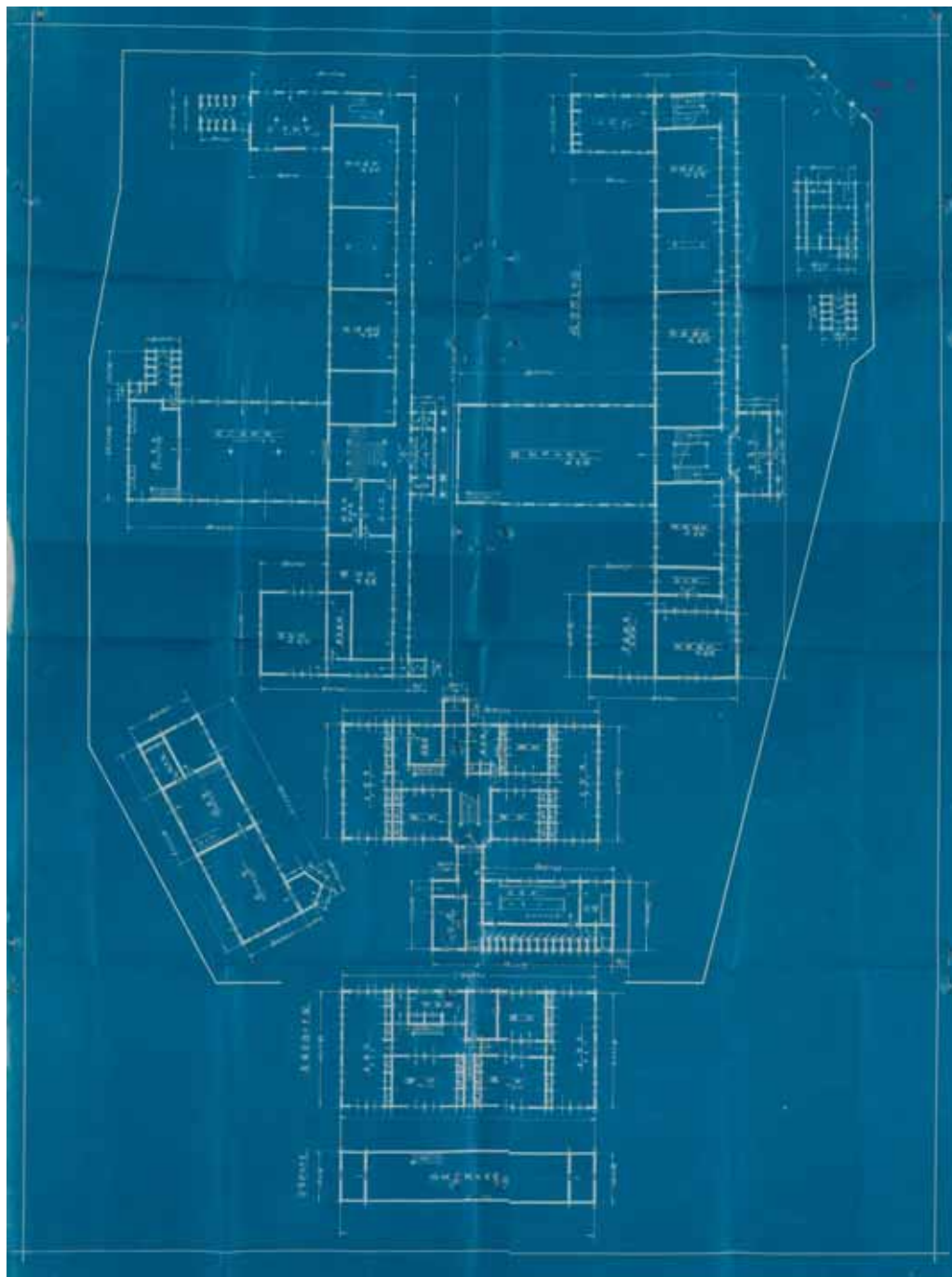


図6-2 「元大島高等学校（昭和10年4月より奄美高等女学校校舎として認可）の校舎設計図



大島高等女学校正面（出典：1933年第6回卒業アルバム）



図7 大島高等女学校全景（出典：1928年第1回卒業アルバム）